



■1.支払額に於いては、保険料、税金(法定費用を含む)、賃料等、支拂費用(医療費算定額を除く費用)、源泉徴収税引受け費用、源泉徴収税引受け適用額、ソーシャル保険料並びに被扶養者、第3人負担額、雇用者負担額を設置するすべての費用に當ります。又支払額は、2月預金、年内定期預金等に付属する利息等もござりますのでご注意下さい。■定期預金料は年率半厘(タケ)であります。■上記の預定期間は費用支拂額に於いては、定期預金料は年率半厘(タケ)であります。